

和歌山県立

もん じょ かん

# 文書館だまり

第37号 平成25年7月



およそ 240 年間に作成された帳簿類は膨大な数にのぼりました。  
表御用部屋では認物勤の家臣は「年中一日之休暇なく」帳面に向き合う日々であったようです。

## 開館二十周年を迎えて

館長 加藤 正

平成五年七月三十一日に開館した当館は、おかげさまでこのたび二十周年を迎えることができました。この間、文書等を御寄贈・御寄託くださった方々、そして当館の活動を御理解になり、御利用くださった県内外の皆様、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

当館は、「和歌山県立文書館設置及び管理条例」に基づき、「歴史資料として重要な文書その他の資料」を収集・保存し、整理して皆様に御活用いただき、もって学術及び文化の発展に寄与しようとする施設です。

「歴史資料として重要な文書その他の資料」として当館が収集する文書等は、大きく分けて古文書、公文書、歴史図書・行政刊行物に分かれます。現在、古文書約九二、四〇〇点、公文書約二八、六〇〇点、歴史図書・行政刊行物約三八、七〇〇点を所蔵しています。

古文書は、県立図書館から移管された紀州藩庁文書なども含まれますが、多くは県民の皆様から御寄贈・御寄託いただいたものです。当館が受け入れた後、燻蒸(くんとじょう)し、目録作りを行うとともに複製物を作成して皆様の利用に供します。これまで一・二冊の目録集を刊行しており、今年度も一冊刊行予定です。また、当館の古文書を利用した古文書講座や、整理

の過程で得た成果などを報告する歴史講座を毎年開催するなど、各古文書群の特徴や魅力をお伝えして、より活用いただけるように努めています。

今後も、県の財産となったこれら古文書を最大限活用いただけるよう、整理を進め、成果をどんどんお知らせしていきます。とりわけ、当館の古文書講座は人氣が高く、内容も非常に特色あるものと自負しております。今年度は、開館二十年の節目として、古文書講座の蓄積を基にした古文書学習のテキストの刊行を予定しています。

公文書には、事案完結後二十年が経過して当館に移管された県の永久保存文書と、保存期間満了により廃棄手続がされた県の文書のうち、「歴史資料として重要」として当館に引き継がれたものがあります。前者については、「和歌山県公文書簿冊目録」が整備されており、個人情報保護などの問題のないものは御利用になれます。残念ながら、和歌山県には戦前・戦中期までの県庁文書がほとんど残っていないことから、文書館資料としての公文書の蓄積は、開館後二十年分しかなく、まだまだこれからだといえるでしょう。しかし、古文書の多くを占める藩庁文書や庄屋文書、戸長役場文書などは、当時の公文書であり、重要な公文書として引き継がれてきた結果、今日

に残ったものです。公文書の保存は、その営みを引き継ぐものであると考え、未だけるよう、蓄積を続けていきます。

歴史図書・行政刊行物については、「歴史図書・行政刊行物目録」により検索できます。歴史図書の多くも、御寄贈いただいたものです。行政刊行物には、和歌山県の発行するもののほか、国の機関や市町村の発行したものもあります。和歌山県が発行する刊行物は、全て当館へ納本される仕組みになっています。行政刊行物も、公文書と同様に行政活動の重要な記録であり、かつ、対外的に示されるものであることから分かり易く書かれています。また、その内容は県民へ宣言・約束しているものとも言え、長期に保存し、活用することは重要です。これらの収集も、不断に続けていかなければなりません。

以上に述べてきた文書等の整理を中心とする当館の日常業務は、非常に地味なもので、かつ地道な、継続的・反復的な作業を必要とするものです。しかし、その取組は、文書等を利用して郷土の営みを振り返ることによって郷土を知り、評価し、そしてその結果、郷土人としてのアイデンティティを育んだり、未来を切り拓くアイデアを生み出すために必要不可欠なものであると思います。そのため、これからも誇りを持ってこの取組を続けるとともに、今まで以上に積極的に、分かり易く、成果を皆様にアピールしていく必要があると考えています。

また、館蔵資料の活用に加え、今後は地域資料全体の保存についても考えていかなければならないと考えています。その中には防災・災害対策も含まれます。一昨年、東日本大震災の津波により東北地方沿岸部の役場が被災し、戸籍などの重要な記録が流失したことが大きく報道されました。そのほかにも、人命とともに博物館や資料館、旧家の古文書なども多く流失し、或いは甚大な被害を被りました。これらは、「地域の記憶」の喪失ともいえます。

紀伊半島においても、九月の台風二二号に伴う集中豪雨により、尊い人命が奪われ、河川沿岸の人家や学校、役所支所などが浸水しました。現在のところ、当館がかつて調査を行った旧家の古文書についての被災は確認されていませんが、今後同様の水害や東南海地震などは必ず起こると言われています。水害や津波被害への備え、或いは対策についても、早急に考えていかなければならないと思います。そのためにも、まずは地域資料の所在確認が重要であり、以前当館が実施した「民間所在資料保存状況調査」の追跡・補強を行っていく予定です。

もとより地域資料の災害予防・対策は、古文書の寄贈・寄託と同様、地域住民の皆様との御理解と御協力があつて初めて成り立つものです。したがって、今まで以上に積極的に県民の皆様との御協力を得、県民の皆様とともに歩む文書館として活動していきたいと存じます。皆様の旧倍の御理解御協力をお願い申し上げます。





平成五年(一九九三)、和歌山市西高松に、きのくに志学館が開館し、県立図書館が移転、同館内に県立文書館(当館)が新設されました。このとき県立図書館より、近世(現代(昭和初期頃まで))にわたる多数の資料が移管されました。

これらの中には、紀州藩家臣の賞罰や役儀の任免などを初めとする家老・役人向の申渡等、全ての辞令が記された「被仰渡帳」、屋敷拝領願などの諸願を書き留めた「諸願留」(収蔵資料目録四「移管資料目録」)、役儀の任免、異動や俸禄の増減、代替わりなどがわかる「系譜」・「親類書」(「収蔵資料目録十・十一 紀州家中系譜並に親類書書上げ」)など、紀州藩が藩政を執り行うために作成した、いわゆる藩政資料が多く含まれていました。

主な藩政資料名	担当部署
日記	表御用部屋
壁張帳 新規帳	書役
被仰渡帳	表御用部屋
諸願留	書役
取次帳	
申贈帳	
附込帳	不明
跡目調	御用部屋
系譜・親類書	役
下級成立帳	不明
御内則中・下	江戸表
永世御法	

表1 藩政資料(一部)

○は現在当館で所蔵しているもの

※詳しくは伊藤信明「徳義社、南葵文庫、南紀徳川史—藩庁資料の移管と利用—」文書館紀要八、及び「収蔵資料目録四 移管資料目録」参照。

紀州藩の藩政資料

ところで、そもそも紀州藩ではどのような記録や帳簿が作成されてきたのでしょうか。

『南紀徳川史』(一冊)緒言によると、二代藩主の光貞のとき、藩の儒学者であった李一陽に命じて「譜略」一巻を撰したが、完成しないまま没してしまい、その後を荒木景元に継がせ、また鳥井源之丞にも命じて「仮名御年譜」二巻を編纂したとあります。この他に書付などの写しや年譜、記録数種があったようですが、これらすべて初代藩主頼宣の時のものばかりで、代々の藩主のものは編纂されてこなかったとあります。

ただ史官である表御右筆日記方によって、「君上(この場合は藩主)の出入、朝議幕府の公務、尾水三卿などの交誼・礼節・内外吉凶の儀式・典札等の一切」を先例と照査し、日々施行のことを記録し、これに幕府の日々の御沙汰書(今の官報の如きもの)を加えて一日の「日記」としたものを正史として書き溜めていたと記されています。

この「日記」は、寛永(一六二四)一四六三の初めより維新にいたるまで継続し、一か月を一卷として紀州と江戸に謄本を備えていたため、明治維新にいたる約二四〇年の間に、巻数にして六千冊余りにも及んでいたそうです。ただし、「日記」には、御家政や制令・法度・藩士の任免などは記載されなかったため、これらを記すために日記とは別に、法令制度布告を記した「壁張帳」・「新規帳」、役々任免・黜陟(しんてい)の仕事の出来、不

出来・賞罰等の申渡を記した「被仰渡帳」、家中の養子・縁組隠居・家督願等を記した「諸願留」、御用人によって日々奉行の事務を記した「申贈帳」等々が日々作成されていました。

そして、さらに政治の中核であった御用部屋では、奥御右筆の指図をうけて御用部屋書役のもの、総御家中勤人の名簿や勤務事歴賞罰を調査した帳簿などを作製・修正し、また家中から差し出された「系譜」・「親類書」・「勤書」の訂正などを司っていたとあることから、紀州藩の文書・帳簿類は、膨大な数にのぼっていたことがうかがえます(表1参照)。



写真1  
書役等によって訂正を指示された系譜。  
資料番号 5970 (「収蔵資料目録 10 紀州家中系譜並親類書書上げ(上)」)

散逸する藩政資料

このように膨大な藩政資料が存在したことが想定されますが、先の移管資料に含まれる藩政資料の数と比較すれば、移管資料中の藩政資料が多く残ったとはいえ、それ以上に記録類・帳面類等々が失われたことが容易に想像できます。

その時期については『南紀徳川史』の著編者である堀内信は「維新ノ際兵馬倥傯(こうげん)下□乱シ、或ハ国政大変革、続テ三治二

帰シ」と明治維新の時とし、「事々新奇是競ヒ重要不可欠ノ旧記ヲ以テ無用ノ長物トナシ、却テ処理ノ」とその時の風潮を記しています。そのあとに「誠ニ歎惜ノ至リナラスヤ」と記録類が廃棄されてしまったことを嘆いています。

以下で、維新时期以降に藩政資料がどのような経路を辿って当館に移管されるに至ったのか、或は廃棄されたのか、その一端を追ってみたいとおもいます。

「日記帳」・「同類集帳」等について

まず表御右筆日記方の「日記」について、同書(四冊)に、

元御用部屋保管ノ龍祖以来之表日記帳・同類集帳・右ニ附属之調帳ハ藩政ニ改革ノ際、公用局ヘ引渡、後又家令所ヘ受取タル処、頗ル乱雑ニ至リ殊ニ莫大ノ冊数少人数ニテハ連続且手入等到底取計ヒ兼ネ、其儘置テハ虫入ニ相成、又時々写替等モ不相成ヲ以テ、文政度来残シ置、其以前ノ分ハ此処節撥遣ノ積リ取計タル旨、翌年正月廿五日ニ若山ヨリ申越タル由記載アリ、時之場合不得止ナランカ今更遺憾ノ至リナリ、文政以来ノ分モ今ハ伝ハラズ、如何ナリシニ哉とあります。

この内容から、元御用部屋に保管されていた「龍祖以来之表日記帳」・「同類集帳」・「附属の調帳」は、藩政改革(明治二年の藩治職制制定時)の際に公用局に引き継がれ、そしてその後明治五年(一八七二)に「家令所」が受け取ったことがわかります。家令所とは、明治二年二月におかれた家知事職で当初は家知事、家判事などが

任命されましたが、版籍奉還後の同年九月に廃止、家令を置くこととなり、名称も家令所となりました。徳川政権期には御小姓方御広敷であったところす。

ここに日記や類集帳、それに付随する大量の帳簿類を移したのですから、人手不足もあり、写し替えることも困難なため、手入れが行き届かず、取扱い兼ねる事態となつてしまつたのです。

そこで、家令所ではまず文政期以前の日記類を「撥遣」(はねやり)(廃棄)することにしたものと思われまふ。

同書の諸言に、明治五年正月廿五日の家令所貴志九歳からの通報が記載されています。それによると撥遣に際し「県庁にも一応、談達取計候」ところ「先ツ御用ニモ無之候間、可然取計候様」との返事であつたので、家令所でのように取り計つたのでしよう。

そして、文政期以降の諸帳簿も、「而シテ文政以来ノ分モ以後廻送ナシ」とあることから、堀内信が「蓋シ又撥遣ニ附シタルモノカ」と推察しているように、ほとんどのものが廃棄されてしまつたものと考えられます。

### 「被仰渡帳」・「諸願留」・「附込帳」など

元御用部屋には「日記」類のほか「被仰渡帳」・「諸願留」や、奥御右筆の指図を受けて書役の者が訂正や修正に励んでいた「系譜」や「親類書」などが保管されていたと推測されます。これらの帳面類はどうなつたのでしょうか。日記類と共に廃棄されてしまつたのでしょうか。

明治二年の版籍奉還後、和歌山藩となり、藩主であつた茂承は和歌山藩知事を

拜命することとなります。そして、明治三年四月二十九日にそれまでの居所であつた和歌山城二の丸から、西の丸に役宅を移すこととなります。

また、和歌山藩庁では同年七月十七日に砂の丸に政治庁・戊営・公用局並に大参事役宅初め第三大隊屯所を取り建てるための工事に着手しました。そして明治四年七月十五日に廃藩置県がおこなわれ、同月二十一日にその通知が届くと、和歌山藩は和歌山縣と改名、砂の丸に県庁舎が開設されました。

そして、明治五年一月十五日、砂の丸にあつた縣庁舎を西汀丁の旧藩会計支局跡に移転、十七日に庶務課が設置されることとなります。この間、帳面類の所在は分からないままです。ところが、『南紀徳川史』のなかに一つ注目される記述があります。

同書(九冊)によると、御家中家督相続跡目名跡に係る古法・旧制を審査し一定の法則を制定し親裁を経て永世遵奉すべき法則を定めた「永世御法」や、諸職の任免黜陟昇給家禄の先格旧例などを記した「御内則」の両法則原簿は、江戸政府で管されてきたが、維新後、和歌山藩庁へ引き渡され、廃藩置県の際に県庁へ引き継がれたとあります。そしてそれらの帳簿(原簿)は同庁(和歌山県庁)が火災にあつたとき、徳義社へ移され烏有をまぬかれましたと記されているのです。

### 県庁舎の焼失

明治二十一年一月十三日、西汀丁にあつた県庁舎が全焼してしまいます。当時の新聞記事によると、「和歌山県

庁の焼亡」という見出しに続き、「昨十三日午後十時当県庁より火を失し、同庁は丸焼けとなりて今十四日午前三時鎮火せり右に付県庁仮事務所を県会議事堂に設けたり」(朝日新聞 明治二十一年一月十五日)と第一報を報じています。これに続く十七日の続報では、当日は西風が強く、県庁構内西北隅の房舎より出た火は見る間もなく庁内一面に蔓延し、焼け残つたのは金庫と警察本部付属の別房並に留置場門衛詰所、他に倉庫一個のみであつたことが記されています。ほとんどものが焼失した模様ですが、重要文書等一部は持ち出せたと記されています。

### 徳義社での保管

この中に「永世御法」や、「御内則」などが混ざつて、運び出されたということなのでしようか。

徳義社は、明治十年(一八七七)三月に旧藩主茂承が下賜した恩賜金拾万円によつて設立された義田結社で、旧藩士の奨学事業や、古老の救恤活動など士族授産を行うことを目的としていました。

社屋は、明治十二年十二月に、一大区一小区九番町一番地に建設されました。徳義社の事務文書を綴つた簿冊の中に、次のような文書がありました。

証明書 (出願人住所)  
(氏名)

(前略)徳義社二保存スル帳簿ハ旧和歌山藩士卒身分一切ニ係ル経歴ヲ記載シタル簿冊悉皆ヲ廃藩置県ノ際和歌山県庁へ引継同庁保管中明治二十一年一月県庁火災に罹リ諸帳簿ノ過半ハ焼失スト雖トモ幸ニ旧藩士

卒身分ヲ記載ノ簿冊残留ノ分其後令庁ヨリ本社へ引渡サレタルヲ以テ今尚本社ニ保管スルモ官庁ノ簿冊ナリ依之願意ヲ採用取調フルニ「下級成立帳簿」中二出願人(名)ヨリ呈出ノ履歴書ト同一ノ事項ヲ記載有之候付茲ニ相達ナキコトヲ証明候也

明治三十一年九月三日

### 和歌山徳義社々長三宅栄光

この記載内容によれば、旧和歌山藩士卒身分の一切にかかわる経歴を記載した簿冊の全てを廃藩置県のととき和歌山県庁に引き継がれ、同庁によつて保管されていたところ、火災により焼け残つた分をその同庁より本社へ引き渡されたことがわかります。

徳義社では明治二十四年に「旧藩蔵書目録」、同三十四年に「旧藩諸帳簿ノ内目録」の目録を作成していました。これによつて、県庁火災の際に徳義社へ引き渡された帳面類の全容を知ることができまふ。

この目録によると、「永世御法」や「御内則」といつた江戸から送られたものだけでなく、「被仰渡帳」や「諸願留」、「系譜」や「親類書」といつた、元御用部屋にあつたと推測される帳面類も多数記されているのです。そしてここに記されているものは、当館に移管されてきた帳簿類とも一致するものが多くありました。

### 明治四年・五年の「被仰渡帳」、「附込帳」

ところで、移管資料目録に収録されている当館所蔵の明治四年「被仰渡帳」(丙才38)や「附込帳」(丙ツ54)、また明治五年の同帳面(丙ツ55)の表紙には「庶務課」の記載があります。





写真2  
表紙に「庶務課」と書き込まれた附込帳。資料番号丙ツ54  
〔収蔵資料目録四 県立図書館移管資料〕

庶務課は明治五年一月十七日に県庁にできた四課のうちのひとつです（関係係表「参照」）。明治四年の帳面に明治五年にできた「庶務課」の書込みがあるということは、おそらく明治五年一月十七日に庶務課が新設された時に公用局から移管され、庶務課によって引き継がれたためだと考えられます。

これらの事から、「被仰渡帳」や「附込帳」、「諸願留」など日記以外の帳簿類は、明治二年から火災で運び出されるまで県庁に保管されていたと考えるのが妥当といえそうです。

**徳義社の解散**

徳義社は大正八年（一九一九）四月十四日にその任務を果たしたとして解散してしまいます。徳義社の建物は和歌浦の徳川別邸の双青寮へ移築されました。

このとき、徳義社で保管されていた藩庁資料は、徳義社の議事録や事務書類などと共に、双青寮に運ばれたと思われます。そして昭和十二年（一九三七）十一月、

双青寮が銀行所有になったことにより、徳義社資料は、紀州徳川家の菩提寺であった長保寺（海草郡下津町）へ移されることになったのです。

では、藩庁資料のほうはどうなったのでしょうか。



写真3  
双青寮 2階10帖の間。歴史文書 D2005 0113  
632 (和歌山県職員研修所新築関係) より

**県立図書館所蔵となるまで**

県立図書館では、所蔵する郷土資料を収録した『和歌山県立図書館 収蔵資料目録』が刊行されています。この目録に「系譜」や「親類書」が掲載されるようになるのは昭和四十五年（一九七〇）のものからです。これ以前の記録は県立図書館にも残っていませんでした。

ところが昭和十七年の『紀伊教育』という雑誌の中に館長のインタビュー記事があり、その中で蔵書について聞かれた返答の中に「東照宮から寄付せられたものに紀藩士の系譜並に親類書」があります。中々大部のもので、蟲にやられています。郷土史的には珍重すべきものです。ポツポツ整理したいと考えて手をつけています。」という記事があることがわかります。この記事から、県立図書館は、東照宮から「系譜」や「親類書」を寄付されていたことがわかったのです。しかしながら、そのときが何時であったのかまでは分かりません。

前述のように双青寮が銀行所有となっ

たのが、昭和十二年、昭和十七年には図書館に寄付されていたのですから、空白期間は五年、ということになります。そこでこの期間の和歌山関係の新聞記事さがすことにしました。そしてみつかったのが、昭和十五年九月二十一日和歌山新聞の記事です。「虫の餌食には勿体ない蔵書、長持に六杯」という見出しに基づき、東照宮が寄付したことが記されていました。

現在、当文書館では、県立図書館より移管された藩政文書とともに、長保寺から寄託された徳義社関係の資料を保管しています。この中には、双青寮を出たとき、本体である資料とはぐれてしまった藩政資料の目録があります。

明治維新以降、御用部屋から県庁舎へ移された藩政資料は、何事もなければそのまま保管され現在に至ったものと思われま

しかし現実には庁舎の火災により、徳義社へ行き、そののちは和歌浦の双青寮へ、そこから東照宮へ、そして県立図書館をへて、当館へと、思いがけず、長い道のりをたどることになりました。多くの人々の手をへて現在にたどり着いた資料は現在当文書館に収蔵され、だれもが閲覧することができます。

歴史資料は現在の私たちの姿を教えてくれるだけではなく、未来のあるべき姿を映し出す鏡のようなものです。

長い時間を経て、多くの人々のあいだを受け継がれてきた資料を、これからも守り、未来へ伝え続けていきたいと思えます。

（松島由佳）

関係略年表

※緑字は資料の移動

明治二年

2月15日 藩政改革の「綱領」発表、「藩治職制」制定藩に政治府・公用局・事務局・会計局・刑政局・民政局の5局及び学習館・家知事職をおく藩主茂承は和歌山藩知事を拝命

明治三年

4月29日 和歌山城二の丸から西の丸へ役宅を移す  
7月17日 砂の丸に庁舎を建設  
この頃元御用部屋から公用局に帳面類が移される

明治四年

7月 廃藩置県 和歌山・田辺県・新宮県となる。  
11月 統廃合により現在の和歌山県となる  
11月27日 太政官より「県治条例」公布

明治五年

1・17 和歌山県の事務を分けて庶務公聴・租税・出納の4課をおく公用局から庶務課へ移管  
25日 家令所責志九歳より通報

明治十年

1・13 徳義社設立  
県庁舎火災  
焼け残った資料が徳義社へ移される  
『南紀徳川史』の編さん始まる

大正八年

11月 徳義社解散、双青寮へ移される

昭和十二年

この頃、徳義社資料は長保寺へ、藩政資料は東照宮へ移動したものと推測される。

昭和十三年

県立図書館が和歌山城城内で開館

昭和十五年

9・21 「系譜・親類書」等、東照宮より県立図書館へ寄付（和歌山新聞の記事より）

昭和四十五年

県立図書館「郷土資料目録」へ掲載  
『紀州藩士系譜 約1万点』とのみ記載

平成五年

4月 さのくに志学館開館、県立図書館移転、県立文書館新設、藩政資料を含む移管資料を引き継ぐ  
12月 長保寺文書（徳義社資料）寄託される。

## 平成二十四年度 新収古文書の紹介

平成二十四年度に当館が寄贈・寄託によって新収した古文書の概要を紹介いたします。これらについては、これから番号付け、目録作り、複製物作成など、皆様に利用いただくための整理を進めていきます。なお、整理中の文書は、出納に時間がかかったり、御利用になれない場合があります。御利用にあたっては、事前に当館に御連絡ください。

## 中村家文書(和歌山市本脇)

江戸期には廻船業や漁業(網元)を営み、明治・大正期には戸長や西脇野村長を勤めた中村家の文書約六〇〇点です。

同家は戦国期に本願寺に加勢するなどして知られた家で、江戸期に入ると家業の傍ら海部郡本脇浦の庄屋なども勤めました。江戸期から大正期にかけての漁業経営に関する帳簿のほか、庄屋文書も若干残っています。

また、安政六年(一八五九)に生まれた中村健一郎は、明治十二年(一八七九)、郡区町村制下の海部郡本脇浦・磯脇浦・日野村三ヶ村戸長役場の筆生として採用され、十五年頃から十七年まで戸長を勤めます。同年、戸長役場の所轄区域が改定されて西ノ庄村ほか七ヶ村連合役場となつてからも、本脇浦ほか二ヶ村を担当する筆生を勤めたようです。そして同二十二年、市制町村制が施行されて成立した西脇野村の初代村長に就任し、以後大正十三年(一九二四)に没するまでの長

きにわたって勤めました。この間の戸長役場文書・村役場文書が文書の過半を占めます。なお、三ヶ村戸長役場の役場印も残されています。

## 垂井家文書(和歌山市)

家業の質商経営のほか、明治から昭和にかけて数々の会社設立に関わり、和歌山商業会議所会頭を勤めるなど和歌山財界で活躍した垂井清右衛門や、県会議員も勤めた清之助を輩出した垂井家に伝わった資料一八点で、平成二二年に続いて追加寄贈いただきました。質業に関する契約証書や、同家の幔幕などを含みます。

## 父川家文書(橋本市東家)

橋本市東家に所在した父川家(屋号「鍋屋」)に伝わった文書三五点です。同家が営んだ板問屋の開業を願ひ出た文書、宿の営業に関する通達類の書留、紀ノ川筋



父川家文書のうち、宝暦2年(1752)「板問屋願之儀二付取扱書附扣帳」と同3年「紀ノ川筋組々株附茶帳写し」

の高野山領の村々における茶の生産高を記録した文書などがあります。

## 榎家文書(海南市孟子)

近代における紋羽織の生産・流通に関する文書や紋羽織の実物一二一点です。紋羽織は江戸期から近代にかけて紀州の特産物として広く知られ、孟子など貴志川流域で盛んに生産されていました。同地域における紋羽織生産の実態を明らかにする貴重な資料となるでしょう。

## 谷井家文書(和歌山市関戸)

大地主として知られた谷井家に伝わった文書約一〇〇〇点です。同家は江戸期には地主で、谷井勘右衛門が紀州藩に多額の御用金を納めていること、近代に入つてからも新たに多大な土地を集積したことが明らかになっています。勘右衛門の婿養子勘蔵は和歌山政財界に重きをなし、貴族院議員も勤めました。その子清一は著名な考古学者で、朝鮮半島で古蹟の発掘に従事したり、南紀徳川史刊行会の設立を支援するなどして活躍しました。

文書は、同家の地主経営に関わるものが多く、近世末から紀ノ川河口部の鼠島の開発を行い、水面貯木場の運営にも携わっていたことがうかがえます。しかし、点数が多いため、全体像の把握は今後の整理の進展を待たねばなりません。なお、当館のほか、一部の古文書は和歌山市立博物館、済一の考古学関係の資料は和歌山県立伊風土記の丘に寄贈されています。

## 南陽馬車鉄道関係文書

日清戦争後に設立された南陽馬車鉄道株式会社(和歌山支店)の文書一五点で、明治二十九年(一八九六)から三十年にかけて作成された同社路線関係地の情報や収支の記録などです。

## 和歌山県教育会満鮮支視察旅行報告関連資料

昭和十三年(一九三八)に和歌山県教育会が行った視察旅行の報告書二点です。一五名の視察団は八月一日から二十三日まで、当時満州国があった中国東北部から同華北地域、朝鮮半島の各地を旅行しました。報告書を作成した会計担当の許にあった控えと思われ、同旅行の募集通知なども綴られています。

## 田嶋漆店関係文書(海南市)

海南市で営業されていた漆店の昭和五年(一九三〇)から同二十三年までの文書二八点で、漆の県外の販売先と数量を記載した帳簿や、営業に関する通達類の綴り、会社の定款などです。

## 紀州東照宮文書(和歌山市)

紀州東照宮に伝えられてきた近代文書約三〇〇点で、東照宮社務所の帳簿のほか、和歌山県を支援するため組織された徳盛社、本紙「受け継がれた藩政資料」でも取り上げた徳義社及び南龍神社社務所の財産や経営に関する帳簿類なども含み、作成者(出所)の異なる文書群が混在しています。今後は整理(仕分け)のほか、現在の経緯の解明も待たれます。



## 収蔵史料目録一 『諸家文書目録2の刊行』

整理の終了した一の一の旧家・庄屋・寺社などの古文書目録集を刊行しましたので、各文書群の概要を紹介しました。目録収録の各文書は、一部のを除き、複製物による閲覧・複写が可能です。

### 貞木家文書 (和歌山市木ノ本)

紀ノ川北岸の現和歌山市木ノ本の旧家に所蔵されていた天保十三年(一八四二)から昭和初期までの文書六八点です。

文書の大半は家に関するもので、高名な物理学者・随筆家である寺田寅彦からの札状が二通あります。

### 平松家文書 (和歌山市)

兄弟から各々に寄託いただいた文書三五点で、元は同出所の文書と思われる。平松家は、広八幡神社(有田郡広川町広)の釈迦神主を代々勤めていた竹中家から、十七世紀の初め頃、孫兵衛義明が和歌山城下に移り住み、幕末には平松氏と称しました。

文書は、家に関わる文書が中心で、近世の金銭借用証、安政五年(一八五八)に和歌山城下の居宅、城下と京都の貸家などを譲り受けた譲り状などがあります。また、広八幡神社に関する享保期の争論文書が三点あります。

### 垣内家文書 (和歌山市木ノ本)

海部郡木ノ本村の庄屋・戸長・区長な

どを勤めた家の文書九四点で、家に関する文書のほか、明治十二年(一八七九)から二十六年までの役場文書、紀州藩への御用金・立用金に関する文書などがあります。

### 高橋哲郎家文書 (和歌山市木ノ本)

和歌山市木ノ本の旧家に伝わっていた文書二四点で、ほとんどが江戸時代の本銀返し証文ですが、正平二年(一三三七)の置文、享祿二年(一五二九)の住寺銭讓状、天文九年(一五四〇)の地下売券の三点の中世文書があります。

なお、同家は当館寄託「高橋家文書」収蔵史料目録三所収)の高橋家と遠戚関係にあります。

### 大須賀家文書 (和歌山市北新)

和歌山市北新一丁目、浄土真宗法林寺の住職から寄託された江戸期以降の写本・版本・活字本六〇点です。仏教・真宗関係のものが一七点あり、内九点が写本です。

### 幸前家文書 (和歌山市木ノ本)

戸長役場であったと思われる建物の取壊しの際に見つかった文書一点で、海部郡木ノ本村・西庄村と泉州谷川村・畑村との入会山争論に関し、寛文四年(一六六四)、紀州側両村百姓中から泉州側奉行所へ提出された「乍恐言上」です。

書込みから、この文書は、近代に入ってから裁判資料として使用されたようです。

### 坂田村文書 (和歌山市坂田)

明治五年から十九年にかけての名草郡坂田村に関する文書一九点で、うち一点が宮井用水に関するものです。

なお、当館では、坂田村に関する文書として、このほかに「坂田村役場文書」(『移管資料目録』所収)、「山裾織布場文書」(『諸家史料目録1』所収)を所蔵していますが、現在のところ三者の関係は不明です。

### 角谷家文書 (和歌山市西浜)

和歌山市西浜の角谷家に伝わっていた七九二点の文書で、全て家に関する文書です。同家の所有地や売買・貸借に関する文書が大半を占めます。

### 中筋家文書 (和歌山市杵宜)

江戸時代には代々和佐組大庄屋、明治以降も郷長などを勤めたことで名高い中筋家の文書七九四点です。家関係文書のほか、和佐組大庄屋・郷長の務めに関連して作成・取得されたものが二二一点あります。「清帳付一札之事」は、土地売買

の当事者と証人が売買行為があったことを記し、さらに売買された土地の所在する村の庄屋・肝煎・御蔵庄屋が名寄帳と引き合わせて正当な売買であることを証明し、大庄屋・郷長へ奥印を願った文書です。ほかに、紀州藩からの達、他組の大庄屋や庄屋とやり取りした達や書状、杖突からの報告などがあります。

なお、同家の文書については、和歌山市教育委員会文化振興課所蔵、和歌山市立博物館寄託「中筋家文書」が既に知られています。

### 西松江村文書 (和歌山市)

名草郡西松江村の庄屋を勤めた松本幸之丞の家に伝えられたと思われる文書一四四点です。幸之丞は嘉永三年(一八五〇)頃から東松江村の庄屋を勤め、翌年から西松江村の庄屋となりました。両村の庄屋を兼務したときもあるようです。文書の大半は、幕末から明治初期にかけての庄屋文書です。

この頃は、嘉永元年と四年に堤が切れて作物の収穫が皆無となるなど、紀ノ川河口の村々はたびたび水害に見舞われました。水害に伴う銀の貸下げなどの願、水害の原因である土入川の逆流を防ぐために同川河口に棒堤を築立することについての村々から大庄屋宛て願書などがあります。一方、干ばつの記録もあり、気候に翻弄される地域の様子を窺うことができます。

### 加太浦文書 (和歌山市加太)

海部郡加太浦の村方文書六四点で、幕末・明治初期のものが大部分を占めます。この頃、加太浦には、南北に分かれて二人の庄屋、そして別に浦庄屋がいたとされますが、浦庄屋の職務に関する帳簿、村庄屋に関する帳簿双方が含まれています。また、慶応二年(一八六六)の長州再征に関する貸米受取帳や、諸費用の書上帳などもあります。

紀要第一六号の刊行

・須山高明「紀州藩校学習館督学の歴代上」

『南紀徳川史』ほかの多くの文献で督学経験者とされる人物が異なっているなど、従来問題視されなかった紀州藩校学習館督学(学長)の歴代を明らかにします。今回は、初代から四代までの督学について検討しました。

・松島由佳「二附込帳」にみる

奥女中御役替について

当館所蔵「附込帳」は、紀州藩家臣の処遇に関する資料ですが、この中から特に「女中」項目をとりあげて翻刻し、『南紀徳川史』では知りえなかった、大奥に出仕した奥女中の名前や役職、俸禄などを明らかにします。今回は、文政八年(二八二五)・九年の期間、葆光院(七代藩主宗将の子、千之丞)と転心院(八代藩主重倫女、等(とし)姫)に付けられた奥女中の「御片付」をとおして役職編成や人数、また御片付後の進退等について明らかにしました。

・遊佐教寛「古文書解釈 つるの嫁入り」

古文書をひとりで学ぶための教材で、百数十回の古文書講座からの抜粋です。海士郡の百姓の娘つるが嫁入りをしてから没するまで、三十年ほどの時期を追いました。古文書の写真にその読みや現代語訳を添えたばかりでなく、言葉についての解説をとりわけ充実させました。歴史用語はもちろん、敬語や補助動詞など語法についても疑問の余地のないように詳しく述べています。

平成二十四年度歴史講座

平成二十四年度の歴史講座は、きのくに志学館講義・研修室を会場に『紀伊国名所図会』をテーマとして、9月28日・10月5日・10月19日のいずれも金曜日に開催しました。

当館の須山副主査が、『紀伊国名所図会』に描かれた挿入図の中から、いくつかを選んで、その中の詞書(三注がき)の説明文(文)の内に含まれる江戸がなを、バズル形式で、わかりやすく解説しました。

三日間で、延べ一九〇名の方が受講され、受講後のアンケートでは半数以上の方から「興味深くおもしろかった」との回答をいただきました。

アンケートより抜粋

・ひらがなの手本を参考にして文章を当てるはめていくと読める文章もあり、勉強の一つとなりました。

・かなが読めるようになれば、ずいぶん楽になるなど実感しました。また、絵解きから、この時代がとても身近に感じられるまでタイムスリップをした様でした



・今回の続きも読みたいです。変体仮名は学生時代に習字で習っていましたが日常使ったりする字以外は忘れかけていたのが思い出せて大変嬉しかったです。

文書館の利用案内

■利用方法



◆閲覧室受付にある目録等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。

◆閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。

◆複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

開館時間

◆火曜日～金曜日

午前10時～午後6時

◆土・日曜日・祝日及び振替休日

午前10時～午後5時

■休館日

◆月曜日(祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日)

◆年末年始 12月29日～1月3日

◆館内整理日

・1月4日

(月曜日のときは、5日)

・2月～12月 第2木曜日

(祝日と重なるときは、その翌日)

・特別整理期間 10日間(年1回)

■交通のご案内

◆JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅からバスで約20分

◆和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分



ホームページアドレス <https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/>

和歌山県立文書館だより 第37号

平成25年7月31日 発行

編集・発行 和歌山県立文書館

〒640-1100 和歌山市西高松一丁目七-三

きのくに志学館内

電話 〇七三-四三六-九五四〇

FAX 〇七三-四三六-九五四一

印刷 株式会社ウインク